

アクセル・シュッツバッハ『労働災害に対する刑事責任』

松 宮 孝 明

ここに紹介するのは、一九八三年に公刊されたアクセル・シュッツバッハの労働災害に対する刑事責任を扱った著書 (Axel Schutzbach, Die strafrechtliche Verantwortung für Betriebsunfälle) の、とくに監督者や企業家 (Unternehmer, 自然人が念頭に置かれている) の責任を論じた部分である。著者はティティゼーノイシュタット (Tübingen-Neustadt) の弁護士であるほかは、詳しい経歴はわからない。いずれにせよ、労働災害に関する刑法学界の関心が比較的薄いなかで、この著作は西ドイツの労働災害に関する刑事責任の現状、さらには「監督責任」「管理責任」をめぐる議論の一端を知る上で、なにがしかの意義を有するものと思われる⁽¹⁾。

本書は全体で一六四頁からなり、二部にわかれている。最初に本書の研究の対象となる労働災害の定義が示される⁽²⁾。第一部は労働災害犯罪の現状を示すもので、三〇頁程度のものである。第一部はさらに三つの章にわかれ、第一章は過失と同業組合 (Berufsgenossenschaften) の制定する事故防止規則 (Unfallverhütungsvorschriften)⁽³⁾ との理論的關係を扱い、第二章は過失と被害者の誤った行動などとの關係を扱い、そして最後に、第三章が労働安全に対する刑事責任と題して、監督者や企業家、さらには監督官庁の公務員の責任などを扱うものとされている。

第一部では、労働災害事件が刑事訴訟法一五三条や一五三a条などによって公訴を打ち切られる割合の大きいことが示されている。第二部第一章では、事故防止規則の違反は過失 (客観的注意義務違反) と同視されるべきではなく、その徴表的な意味しかも

たないものとの常識的な結論が示されている。第二章では、被害者の日常的な落度を同意や自己危険、規範目的などの構成を用いて過失を制限するものとして用いることに否定的な結論が示される。第三章では、企業家や下級の監督者などの監督上の責任が、おもに不作為犯における保障人的地位の有無という視角から、検討されている。そこでは、この地位の有無は、安全体制を確立したり従業員を指揮したりする法的権限と事実的支配力によって画されるとされている。そこには、我が国の各種の管理監督責任論に通ずる、そしてまた管理監督責任の無制限な拡大に歯止めをかけるべき視座が含まれているように思われる。そこで、以下ではおもにこの第三章を要約して紹介することにする。

注

- (1) 西ドイツの管理・監督責任論の状況を紹介したものとして、山中敬一「西ドイツ刑法における監督責任論——企業組織における監督義務を中心にして——」法と政治の理論と現実〔関西大学法学部百周年記念論文集(上巻)〕(一九八七)四〇一頁以下、同「管理監督責任に関する西ドイツの理論状況」刑法雑誌二八巻一号(一九八七)六六頁以下がある。
- (2) Betriebsunfallという言葉は、著者によれば広くは道路事故、職業病なども含むが、ライヒ保険法(Reichsversicherungsordnung)第五四八条の定義では、Arbeitsunfallの意味で用いられていることであり、これは我が国でいう労働災害に対応するものと思われる。
- (3) 同業組合の事故防止規則とは、ライヒ保険法七一九条により、労災保険の保険者である同業組合(使用者の団体である)にその制定の権限が認められている、労働安全のための規則である。これは規則本文とその施行細則とからなっており、違反には秩序罰が加えられる。

第二部第三章 労働安全に対する刑事責任

(a) 前注

以下の章は、企業家(Unternehmer)、それ以下のレベルでの監督者(たとえは主任(Meister)、建設業においては職人頭(Polier)と職長(Vorarbeiter)、ライヒ保険法七一九条に基づく企業内安全対策係員(Sicherheitsauftrage)、労働安全法に基づく労働安

全の専門家、経営協議会委員、営業監督官および同業組合の技官の、労働災害の際の刑事責任を検討するものである。

(b) 過失不作為犯総論

経営体の構成員の有害な作為によって損害が生じた場合は、困難はない。問題となるのは、非難される行動の本質が、しかるべき(たとえば事故防止規則に定められた)安全措置によって労働災害を防止することを怠ったことにある場合である。刑法第一三条によれば、構成要件の結果の回避を怠った者の可罰性は、不作為者が特別の義務者の地位に基づいて結果の不発生について責任を負わねばならず、くわえて、その不作為が作為による構成要件の実現に相当する場合に、考慮される。

これらの原則は、不作為による過失犯の遂行にも妥当する。もっとも、このことは、通常、判例には明確に意識されていない。なぜなら、保障人的義務に関する問題は客観的注意義務と重なっている、つまり不作為ドグマと過失ドグマとは交錯しているからである。

しかし、労働災害にもなって死傷の結果が生じた場合に、死傷結果が企業家あるいはその他の人物によって過失的に惹起されたか否かは、その行動の総体が刑法二二二条、二三〇条の意味において構成要件に該当する殺害ないし傷害行為として把握されたよといふことが確定されて、はじめて、関心を生じうるものであり、また生じてよいのである。ところで、結果が回避されなかったと言いうるにすぎない場合には、これは、労働安全について一般的に権限を持つ人物が、具体的場合に経営内におけるその地位に基づいて、具体的な結果の回避に関して保障人として責任を負うべき法的な義務を持っていたか否かに依存する。これが肯定される場合に、はじめて、この保障人が彼の保障人的義務(客観的注意義務)を侵害したか否かを問いうるのである。保障人的地位から生ずる保障人的義務(客観的注意義務)は、過失不作為犯の場合、故意の不作為犯の場合と同様に、侵害結果を直接的に回避する所為(救助的介入)に及ぶのではなく、侵害の危険を排除すべき作為の実行にも向けられている。したがって、保障人としての自己に対して存在している、安全のための手はずを整えるべき、あるいは他人の危険な所為を監視すべき義務を侵害した者は、不作為による過失犯として可罰的たりうる。

保障人的地位は、判例によれば、以下の発生意由に基づきうる。すなわち法律、任意の引き受け、危険を根拠づける先行行為、および緊密な生活関係である。

判例の見解は、個々の法的義務の射程を広く考慮の外に置き、それゆえ実質的な限界づけのメルクマールをまったく提供できないという欠陥をもっている。

学説によれば、保障人的地位はふたつの上位グループに分けられる。ひとつは一定の法益に対する保護機能にあるものであり、もうひとつは保障人に危険源の監視の任務を課すものである。第一のグループの中では、保障人は、ある人と彼との密接な関係に基づき、あらゆる方向の危険から彼を保護することに配慮すべき義務を負う。第二のグループは、不作為者が危険源を開いているかあるいはそれについて責任を負っており、そこから、他人の損害を防止すべき彼の義務が生ずる点に特徴がある。

しかしながら、保障の客体を特徴づけるだけでは、まだ、作為との規範的同価値性は与えられない。不真正不作為犯にとって決定的なのは、結果の根拠 (Grund) に対する支配である。これは作為に關しても不真正不作為に關しても、同程度に妥当する帰属原理として確定される。結果の根拠に対する支配力という思想によって、保障人責任が根拠づけられるばかりでなく、同時にそれを限界づけるための決定的なファクターも提供される。すなわち、保障人的地位の担い手になりうるのは、損害回避に向けられた自己の意思を他人に対して貫徹し、かつ、このような方法によって、他人と共働することによって保障人的義務を履行すべきところではどこでも、実質的に必要なことをさせることが、法的に可能な人物だけだということである。

したがって、労働災害の際の刑事責任という領域に關しては、経営の一員が事故回避力をもっているか否かが、決定的に重要である。とくに、経営における事故の危険を除去するための指揮命令権は、この事故回避力を含んでいる。逆に、何ら命令権をもたない経営構成員には、保障人責任は否定されるべきである。保障人的地位は権限 (Kompetenz) が及ぶ限りでのみ存在する。事故回避力の有無のいかんに答えるには、経営構成員の法的な機能と地位を、経営内におけるその社会的および組織的關係に留意して、検討することが不可欠である。その点で、ベルヴィンケルが役割論的手法によって保障人問題を考察するのは、正当である (Bärwinkel, Zur Struktur der Garantieverhältnisse bei unechten Unterlassungsdelikten, 1968, S. 129)。

(c) 労働災害の際の企業家の保障人的地位

判例および学説によれば、労働災害の際の企業家の保障人的地位は一貫して肯定されている。もっとも、結果回避のための法的義務がどこから導かれるのかは、たいてい、詳細には根拠づけられていない。

企業家は労働安全、したがってまた労働災害の防止について第一次的に責任を負っている。従業員は生命や健康を危険から守るべき企業家の刑法上の義務は、幅広い基礎に基づくことがありうる。保障人的義務の出発点たる基盤としては、まず、労働関係の開始によって成立する、企業家の従業員に対する安全配慮義務(Fürsorgepflicht)が挙げられる。同様に、保障人的義務は、従業員の生命と健康の保護のための法律規定から引き出すことができる。具体的には、民法六一七条、六一八条、商法六二条、営業令一二〇a条、家内労働法一二条以下、海員法八〇条、および少年労働保護法三二条以下である。工業分野の保安の一般条項である営業令一二〇a条によれば、企業家は法律上その従業員に対して包括的な安全配慮義務を負うことになっている。

営業令一二〇a条はつぎのように規定している。すなわち、「企業家は、経営の性質が許すかぎりで、生命および健康に対する危険から労働者が保護されるように、作業場、経営設備、機械および道具類を整備し維持する義務ならびに経営をそのように規制する義務を負う。」と。立法者が数多くの規定において企業家の保護義務を定めたという事実から、彼(立法者)が事故防止をどれほど重視しているかが読みとれる。

くわえて、企業家の事故防止のための保障人的地位は、営業を開設し維持していることによって危険源を創設したということから、明らかになる。ここでは、危険回避の義務は公衆に対して存在する。個々の従業員は間接的に保護されるにすぎない。危険源除去義務は、ここでは、民法上の社会生活保護義務(Verkehrssicherungspflicht)と重なる。

保障人的地位の根拠づけのためにさらに必要な事故回避力(Unfallabwendungsmacht)を企業家は、一方で、従業員に対する彼の指揮権から引き出す。企業家は保護原理により経営構成員を事故から保護することを義務づけられているから、彼は事故のない作業の遂行を担保するための指示を与える可能性をも有していなければならない(たとえば、従業員に保護服を着用させる権利)。事故回避力を認定するためには、他方で、労働手段(機械)、労働場所および労働原料に対する企業家の所有権から、原則として、経営手段に対する包括的な支配力が企業家にあることが決定的である。労働手段、労働原料、労働場所に関する国家の労働安全に関する諸規定や同業組合の事故防止規則は、生産手段に関する企業家の原則的な支配力に変更をきたしうるものではない。それらの諸規定は、憲法上許容されている所有権の社会的な拘束という意味で、所有権限を限界づけるものにはすぎない。

一九七六年五月四日の共同決定法(BGB I S. 1153)に基づく従業員側の共同決定権限も、企業家の法的な支配力に影響を与え

るものではない。というのも、共同決定法は株主の側に優位を認めているからである。

経営組織法 (Betriebsverfassungsgesetz) 八七条一項七号に基づく労働安全の領域における経営協議会の共同決定も、異なった結論に至るものではない。たしかに、同法は経営協議会に同等の共同決定の権限を与えているが、しかし、調整委員会で使用者と経営協議会のあいだに不一致があった場合には、調整委員会の委員長が決断を下すことになっている。そして、この委員長は決して労働者側に属するものではないのである。くわえて、同法七七条一項によれば、企業家がこの決定を実施することになっている。経営内では彼のみが執行の義務があるのである。このことは、彼が経営協議会の関与のもとでのみとるような措置、あるいは調整委員会の決定に基づいて実施しなければならぬような措置にも妥当する。共同決定権は、決して、共同指揮権ではないのである。要するに、企業家は指揮権に関して、他の共同作業者に拘束力のある命令を与える権限を有している(人的権限)。生産手段に関する彼の所有権者としての地位からは、発注をなし、あるいは経営内での生産物を処分する実質的な決定を行う権利を有している(物的権限)。つまり、事故回避力とは人的および物的権限からなっているのである。空間的には、それらは経営の領域を包括する。しかしながら、企業家が彼の経営内で働いている従業員を労働災害から保護するための保障人的地位を有しているということを確認しても、まだ、彼が自己の保障人的義務を履行しなげなければならないということから出発すべきであらう。つまり、企業家は、事故防止規則に定められた経営内の保安水準を達成するよう配慮しなければならぬ。しかしながら、すでに比較的小さな経営においてすら、すべての作業をみずから片付けることは不可能であるから、企業家は彼の任務を履行するために、他人の補助を利用しなければならぬ。近代経済を担う分業的経営組織の基本原則から、刑法に関しては、つきることが帰結される。すなわち、事故防止のための企業家の第一次的な作為義務は、組織および調整義務 (Organisations- und Koordinationspflicht) と直接行為者に対する監督義務 (Aufsichtspflicht) とに分かれるところである。

一 組織および調整義務

企業家は労働安全に対して責任を負うという一般公式は、ほとんど実務の役にはたさない。それは問題を記述しているにすぎな

いのであって、個別事件に関してはなんら解決のてがかりにはならない。

企業家の組織義務は、すでに、従業員の作業場所から直接に始まっている。ここでは、企業家は、作業場所を画定し、注意深く立案された作業の分業を通じて明確な諸関係を創出して、それにより経営内で目の届かない場所が残らないようにしなければならぬ。従業員はみな、作業開始の際に、事故防止規則に定められているうちのどの保安の任務が自分に課されているかを知っていなければならない。たとえば、屋根の上での作業の場合には、囲いのある足場の構築や作業場所への保安用具の調達などである。おたがいの危殆化を回避するために、作業は時間的にも調整して行われなければならない。

すべての義務を列挙することはできない。というのも、義務の範囲は最終的には個々の事例の諸事情に、とりわけ遵守されるべき諸規定の多様さと種類および重要性に左右されるからである。

二 監督義務

経験的な調査研究が明らかにしているように、裁判所は労働災害の場合監督義務違反に大きな意義を認めている。⁽¹⁾ それに対して刑事の学説は、監督の瑕疵の形態での保障人的義務の違反をほとんど重視していない。

秩序違反法一三〇条は、経営および企業における監督義務違反の独立の構成要件を持っている。監督義務の違反を理由とする企業家の刑事責任に関しては、この規定は直接には引き合いに出すことはできない。⁽²⁾

すでに秩序違反法一三〇条の文言からも、この規定は秩序的な責任のみを規律するのだということが帰結される。それは犯罪行為ではなく秩序違反行為のみを制裁するものである。くわえて、秩序違反法一三〇条は、特殊に経営に関係する義務のみに及ぶものである。この規定は身分犯 (Sonderdelikt) の場合のみに適用できるものであるから、ここで関心のある過失致死罪や致傷罪という非身分犯は、いずれにしても適用領域からははずれる。しかし他方、従業員は彼らに人的に該当するものではないが、経営体の所有者 (Betriebsinhaber) に義務を課し彼らの活動領域にあてはまるような義務を知覚しているのであるから、秩序違反法一三〇条は経営体所有者の保障人類似の地位を根拠づけるものである。秩序違反法一三〇条と不真正不作為犯との近似性から、刑法上必要な監督の種類と範囲を探知する際に秩序違反法一三〇条を引き合いに出そうとの考えが浮かんでくる。ドグマ的に嚴格に

考えても、不真正不作為犯と秩序違反法一三〇条との親近性の故に、そのような扱いに異を唱えることはできない。そのほか、実務もこのような結論を追認している。過失不真正不作為犯の場合の監督義務の範囲の決定に際しては、裁判所は秩序違反法一三〇条に含まれている基準を幅広く指針としている。監督義務の範囲は、組織・調整義務のそれと同様、個別事例の諸事情、主として遵守されるべき規定の多様性と重要性に左右される。あらゆる事例に適合するような公式を展開することはできない。しかしながら、典型的な事例において裁判官の判断を方向づけるような一般的な指針を打ち立てることは可能である。

企業家の監督義務は雇入れの際の従業員の選任に始まり、経営内で遵守されるべき事故防止規則に関する従業員の教育を経て、事故防止規則が現実にも守られているかどうかコントロールするところで終わる。

注

(1) 著者はここで、本書三〇頁の経験的データを参照させている。

(2) 秩序違反法一三〇条はつぎのような規定である。

(1) 経営体もしくは企業の所有者 (Inhaber) として、経営体または企業の内部で所有者それ自身に該当しかつその違反に刑罰または過料が定められている義務に対する違反行為を防止するために必要な監督措置を故意または過失で怠った者は、適切な監督によって回避することができたであろう違反行為が犯されたとき、秩序違反で行為するものである。必要な監督措置の中には、監督者の招致、注意深い選任および監督者自身の監視が含まれる。

一 彼の法定代理人

二 法人の法定代理のための機関の構成員および人的商事会社 (Personenhandels-gesellschaft) の代理権を有する社員 (Gesellschafter)

三 経営体もしくは企業の全部または一部を指揮する権限を委任された者。ただし、その履行について彼が責任を負う義務に限る。

(3) 第一項および第二項の意味における経営体もしくは企業には公企業も含まれる。

(4) この秩序違反は、当該義務違反に刑罰が定められている場合、一〇万マルクまでの過料に処することができる。当

該義務違反に過料が定められている場合には、監督義務違反を理由とする過料の最高額は当該義務違反に対して定められている過料の最高額に応じて決定される。

二の一 人員の選任

従業員選任の際の注意は、当該任務から他の従業員に対しどのような危険化の可能性が生ずるかに左右される。事故の危険が大きくなればなるほど、共同作業員の選任にあたってより厳しい要求が打ち立てられる。企業家はこの要求を顧慮して、新しい共同作業員の専門知識と身体的能力を吟味しなければならない。もっとも、使用者は、人員決定の際に現実存在する労働市場に依存しているのであるから、能力に関して過大な要求を立てることはできない。

二の二 教育および指示の義務

監督義務の枠内で、企業家は新人の従業員を経営体に割り当て、彼らに事故防止規則に関する教育を施しかつそれを遵守するようにしむけなければならない。

事故などの危険およびその防止のための措置に関する教育の義務は経営組織法八一条に定められている。この義務は、従業員が新しく経営体に参加したときばかりでなく、彼の作業領域に変更があったときにも存在する。事故防止規則に改正があったときにも、従業員は改めて教育されなければならない。注意書きを交付するだけでは不十分である。外国人の従業員は、ドイツ語の知識がないときは、彼らの母国語で教育されなければならない。このような方法によってのみ、包括的な危険の周知と刑法的に保護される法益の保護が可能となるのである。

二の三 コントロール義務

企業家の義務は作業は事故防止規則を遵守した中でのみ遂行してよいのだと指摘することだけでは終わらない。監督義務は、事故防止規則が遵守されるように従業員をコントロールすることを要求する。調査などの資料を調べてみると、検事局と裁判所は、

監視の任務の義務違反的な無視を監督義務違反の本来的な構成要件とみなしていることが明らかになる。監視の範囲に関して打ち立てられる要求については、学説と判例は本質的に同一線上を動いており、逸脱は例外的な場合に限られていることが見て取れる。作業員が長年の作業経験を持っており、これまで常に注意深くかつ誠実に作業をしてきたという場合には、従業員の仕事防止規則遵守状況については、通説によれば、抜き取り検査 (Suchproben) 的なコントロールで十分である。作業経験や適性が少ないほど、コントロールは頻繁に行わなければならない。このように区別することの意義は、とりわけ経験のない臨時の職員が労働災害に巻き込まれることにより、証明される。危険性の程度の高い作業の場合には、検事局や裁判所は、作業経験や専門知識とは無関係に、通常、恒常的なコントロールを要求する。

恒常的なコントロールは不必要とみなされている特に危険でない作業の場合、検事局および裁判所によって様々な設定される監視義務の範囲は、時代に適合した社会倫理観にかなうものである。過剰な監視は、実際には、すべての労働者の背後に「監視員」を立たせなければならないことを意味するものであるが、それは、従業員のトータルな後見にまで至るものであり、それゆえ、我々の法秩序のリベラルな横顔とはほとんど調和しえない結果になる。

三 労働安全に対する企業家の責任の委任

とりわけ中規模および大規模の経営においては、企業家は個人で事故防止の活動を行うことはできず、また、みずから保安全体を組織し監督を行うこともできない。刑法施行法に関する立法理由書はつぎのように述べている。すなわち、近代的な分業経済においては、義務の委任は不可欠である。したがって、義務の転嫁の権利をあらためて認めるような明示の法原則は必要ない、と (EGStGB BT. Drucks. Nr. 7/550 zu Nr. 22 S. 433)。

それ以外では、保安と事故防止に関する企業家の責任の委任に関する権利および義務は、営業令九条および一三〇条ならびに刑法一四条に見られる。これらの諸規定は、企業家は従業員の健康と生命のために彼に課されている義務を委任することが可能であることを示唆している。正式には、企業家は彼の義務を、書面によって、たとえば労働契約書によって、あるいは口頭で委任することができる。義務委任それ自体に関しては、ふたつの方法がある。ひとつは企業家がすべての義務を子細にわたって彼の同僚に

委任することであり、もうひとつは彼に課されている義務を、まず、支配人 (Betriebsleiter) に委任し、彼らにその義務をさらに下位の管理職に委任する権限を与えることである。

経営の実際においては、企業家は保安に関する彼の義務を、常に、段階的に委任している。すなわち、直接労働現場において教育、指導を通じて果たされる純粹の監督義務を、企業家は主任 (Meister) などの比較的下位の管理職に委任する一方で、組織、調整義務や雇入れなどの広範な企業政策的効果をもつ義務、あるいは大きな投資のもとでのみ果たしうる義務は、工場長ないし支配人などの比較的上位の管理職に委ねているのである。

つぎの章では、段階づけられた義務委任には、刑法上、どのような意義があるかを検討する。概して、企業家責任の委任は、過失致死傷罪を理由とする企業家の行為責任を限定するという効果を有する。というのも、権限の委任により、オリジナルな保障人的義務とともに移るからである。もっとも、企業家は、彼に委任の枠内で課されている保障人的義務を免れることはできない。ここには、とりわけ比較的大きな会社においては、経営内において明確に見通すことのできる組織形態を造りだす義務が含まれる。実務においては、とりわけ、ラインシステムとスタッフシステム (das Linien- und das Stabsystem) というふたつの、保安にとって重要な組織形態が形成されている。

つぎに、企業家には、保安に関する責任を、経営管理組織のもとで、正確に分配するという義務がある。監督権限のある人物がまったく確定できない場合、権限に関して疑問がある場合には、通常、組織に欠陥があるのであって、それは企業家または彼と同一視されるべき人物の責任を根拠づける可能性をもつ。

組織上の欠陥のもつ刑法上の意義は、ときに、検事局および裁判所によって見過ごされることがある (例: AG Frankenthal, 1 Ls 455/71)。

他人に仕事を委任した者はすべて、組織義務とならんで、注意深い選任、監督およびコントロールに関する一般規定に服する (民法八三一条も参照)。経営体の所有者は、監督者の選任の際、そのとくに高い責任を顧慮して、従業員を雇入れの際よりもはるかに高い注意義務を、とりわけその職歴、専門知識および人物の信頼性に関して、課されている。企業家あるいは彼と同視されるべき人物が、受任者が事故防止規則を知っているか否かを確認することも、注意深い選任の中に含まれる。さらに、企業家は、

監督者にその任務について詳しく教育する義務も負っている。つまり、彼は監督者に義務に関する明確な認識を得させなければならないのである。続いて、彼は監督者の任務履行を監視しなければならない。監視義務の範囲に関しては、すでに確立された諸原則が妥当する。すなわち、企業家は、はじめは比較的頻繁に、受任者が信頼できることがわかれば比較的に、不定期の抜き取り検査をすることによって、監督義務を果たさねばならないのである。

企業家が彼により上級の監督を行う際に必要な注意を欠いた場合には、労働災害の際の彼の責任は、限定的にしか排除されない。企業家により上級の監督しか義務づけられていない場合には、彼は原則として、もはや、直接現場の従業員を監視する義務を負わない。しかしながら、たとえば、彼が経営の視察の機会に、直接の作業の遂行に際して、欠陥や危険を知り、かつそれに対処しなかった場合には、彼はより上級の監督を注意深く実施していたことを援用して、行為責任を免れることはできない。このような場合には、彼は直接指示を出すことによって作業過程に介入し、危険が除去されるように配慮しなければならない。

(d) 下級の監督者の保障人的地位

事件の記録の分析から明らかのように、労働災害においては、職人頭 (Polier)、抗夫頭 (Schachmeister)、隊長 (Kolonnenführer)、主任 (Meister)、職長 (Vorarbeiten) などの下級監督者が、刑事手続きにおける被告人になるケースが圧倒的に多い。

一 経営の組織形態と保障人的地位

経営体では、時代の経過とともに、保安に関してふたつの組織形態が明確になってきた。ラインシステム (Liniensystem) とスタッフシステム (Staffsystem) とである。

ラインシステムにおいては、企業家は原則として唯一の決定の担い手であり、その実施について責任を負う。監督者達は、企業家あるいは彼の授權を受けた者による委任に従って、企業の方針の実施に関する責任の担い手となる。ラインの上司は指揮命令権を持っており、そしてそれが、この組織形態の典型的なメルクマールなのである。

これに対して、経営内の参謀 (スタッフ) 部門には監督的な任務はなく、専門的な任務があるだけである。この専門的な任務には、ラインの上司への情報提供と助言が含まれる。スタッフの地位にいる者は執行権限を持たない専門的任務の担い手だということが、

決定的なことである。

主任、職長などはラインに属する監督者であつて、保障人的地位の基礎となる事故回避力を備えている。

企業家から製造部長、課長を経て職長にまでおりていく縦型の職階をともなうラインの経営組織では、労働災害に関する刑事責任は経営内のヒエラルキーにもとづいて転嫁されうるし現に転嫁されるという結果になる。というのも、企業家の保障人的地位は、直接の作業の遂行に関する限りでは、事故回避力の委任とともに、刑法的には消滅するからである。同時に、企業家からの委任を受けた者は、委任の範囲に依じて事故回避力、従つてまた保障人的義務を有することになる。

伝統的な保障人の類型論によれば、受任者への責任の委任は、地位(Position)にもとづく保障人的地位を根拠づける(Schönke-Schröder, StGB § 13 Ann. 26ff.)。

責任の転嫁は、原則として有効である。その根拠は様々であるが、第一には、地位の引受にもとづく保障人的地位にある。

二 経営体における地位の引き受けにもとづく保障人的地位

二の一 その要件と経営体における特殊問題

通説によれば、保障人的地位を根拠づけるには、一定の生活領域における保護機能と決定権限をともなう義務領域の事実上の引き受けで足りる。委任者と受任者との間に民法上の契約が締結されていたか否かは、法的義務の発生に関しては重要でない。

義務者的地位の事実上の引き受けは、必ずしも、その義務の現実の履行を要件とせず、経営体内の保障人的地位の基礎としては上司の地位への就任で足りるので、労働災害からんで身体傷害が発生した場合には、保障人的地位は、通常従業員に対する保護の任務をともなう業務上の地位から引き出すことができる。ゆえに、経営体内のヒエラルキーの低位にいる管理職は、常に、保障人である。なぜなら、彼らは通常、作業に直接携わっている従業員に対する保護の任務をともなう上司の地位にいるからである。

判例が地位の引き受けにもとづく保障人的地位を上述のような意味に解していることは、起訴状および判決において通例として出てくるつぎのような一文から見て取れる。すなわち、被告人は、彼の職人頭としての地位にもとづいて、事故防止規則が遵守されるよう配慮すべき法的義務を負つてゐる。この一文は AG Waldshut, I Ms 65/69; AG Essen, 8 Ms 9/74; LG

Frankfurt, 3 Ss 502/65)。

しかし、地位にもとづく保障人的地位は、それ自身からは、保障人的地位の内容を決定し適切に限界をつけるような基準を構築することができない。なぜなら、限界を明確にし限定する働きをもつ現実の義務履行ないし民法上の契約というファクターは、始めから、重視されていないからである。この不都合は、担保された社会的役割のイメージが引き受けられた地位から出てくるような生活領域では、あまり生じない。しかしながら、労働災害の場合には、この不都合がしばしば露呈する。なぜなら、たとえば職人頭の業務を例に取ればわかるように、保安の分野では、明確に定義され限界づけられた任務領域をとまなうはつきりとした輪郭をもつ業務のイメージは、これまで、存在せず、それとともに、多くの人間が、裁判所および検事局によって、彼らが実際には全く自覚していないような保安の任務を課せられてきたからである。

以下のケースはこの問題を印象づけるものである。すなわち、

一九六七年一月、クレーン運転手のFが死亡事故を起こした。彼がつつち型クレーンの組み立ての際に、使用書の指示に反して作業台を組み立てたからである。

参審裁判所は工事現場に職人頭として派遣されていたRを過失致死罪で有罪とした。彼は、義務に反して、クレーンの安全性を再検査しなかったというのである。

被告人の控訴にもとづいて、地方裁判所の大刑事部 (Große Strafkammer) は原判決を破棄し、被告人に無罪を言い渡した。裁判所は、控訴審の手続きにおいて初めて職人頭の業務のイメージを詳細に認定し、クレーンの組み立ての確実な操作は職人頭の仕事ではなくてクレーン運転手の仕事である、なぜなら、運転手は単独でもクレーンの機器に習熟しており、自己のクレーン運転手としての教育にもとづいてこの複雑な建設機器を扱うことができたからである、という正当な結論に達したのである (UG Paderborn, 4 Ms 30/67)。

このケースは、地位にもとづく保障人的地位は、労働災害からむ身体傷害の場合、監督者の地位のイメージが十分に記述されていないために、結果として、少なからぬ法的不安定状態に陥ってしまうことを教える。職業裁判所が正当な判断を行ったという事情によっても、それは変わらない。

その限りで、地位にもとづく保障人的地位の無限定性を度外視しても、経営上の危険の回避に向けられた企業家に課せられる任務の知覚によって、自動的にその義務が引き受けられるというのは、当然のことではない。

二〇二 解決案

企業家の保護義務を引き受けた者にとって不利に作用する法的不安定性は、監督者の保障人的地位の発生要件として、上司の地位への就任のほかに、その地位にもなう義務に関する明示の教示のあることを必要とすることによって除去されるであろう。それにともなう、地位にもなう義務領域に関し、自動的に明確性が産みだされるであろう。地位にもとづく保障人的地位はつきりした輪郭を獲得し、責任転嫁の一般的な可能性に影響することなく同時に適切に限界づけられる。

実務においては、二、三の裁判所が、労働災害にもなう法益侵害に際して、地位の引き受けにもとづく保障人的地位を上述の意味において制限していることが判明する。カールスルーエ高等裁判所はつぎのように述べている。すなわち、

上司の地位を有しているということだけでは、保障人的地位の基礎として十分でない。義務の引き受けは、引受人に義務領域の内容が明示的に告知されている場合にのみ、保障人的地位の基礎たりうる、と (OLG Karlsruhe, 1 Ss 95/74)。

マンハイム参審裁判所も同じ見解を主張している。すなわち、

作業員の生命と健康に対する負担と責任に関しては、義務の委任は、ライヒ保険法に従い、明確かつ誤解を生じないような、しかも責任を指摘しこれに関して後に疑問を残さないような形態で、行われなければならない、と (AG Mannheim, 2 Ms 68/70)。
ゲッピンゲン参審裁判所はさらに進んで、保障人的地位を、ライヒ保険法により保安において企業家に課せられている義務が、ライヒ保険法七〇八条一項一号および事故防止規則一二条に従い、義務者の署名のある誓約書を通じて受任者に委譲されたことに依存させている (AG Göttingen, 11 Ms 156/70)。

これらの裁判例において主張されている、経営内の保障人的地位の問題の克服に役立つばかりでなく、法感情によっても支持されるように見える法見解が、ドグマ的にも擁護しうるものであるか否かが検討されなければならない。法律上の事故保険の分野に関しては、義務の委任は、ライヒ保険法七〇八条一項一号および事故防止規則一二条に従い、企業家が委任を文書で行い義務者が

それに副署するという要件に拘束される。しかしながら、保安に関する責任の委任のもつ刑法的な意味は、ライヒ保険法からは明らかにならない。帝國裁判所も同じ結論に至った (RG 1939, 12)。ライヒ保険法七〇八条および事故防止規則一二条は、ライヒ保険法により企業家に課せられた義務を委任しうる要件と範囲、および違反行為があった場合のこの代理人の秩序刑法上の責任の問題を規律するだけなのである。経営内における保障人的地位をライヒ保険法七〇八条一項一号および事故防止規則一二条に依存させるゲッピンゲン参審裁判所の解決法は、それゆえ、ドグマ的には維持できない。さらに、それは保障人的地位の発生事由を民法上の契約に結び付けるもので、刑事責任を民法上の契約の違反に結び付けるため、今日の刑法上の見解からは拒否されるものである。

問題解決の方法は刑法一四條二項二号の規定を介して発見することができる。この規定によれば、企業家の代理人は、経営の所有者に人的に該当する義務の履行を明示的に委任された場合にのみ、責任を負う。その際、刑法一四條三項によれば、任用行為の有効性は重要でない。事実として代理ないし委任の關係が存在すれば足りる。一四條二項二号の意味における受任者には、工場長、隊長、職人頭などが含まれる (RGZ 128, 320)。不作為による過失致死傷罪のような非身分犯の場合には可罰性は一定の資格に拘束されないから、刑法一四條二項二号はその構成要件の前提上、直接には適用できない。しかしながら、この規定を分析すれば、刑法一四條二項二号と二三條とは、その体系上の近さは別にしても、内容的にも相互に密接に絡みあっている。一四條二項二号の代理責任は、ドグマ的に見れば、地位の引き受けにもづく保障人的地位の法律的な固定にはかならない。逆に、委任行為にもづく経営内の地位による保障人的地位が特別の形式の代理責任なのだということもできよう。

ゆえに、下級の管理職の保障人的地位を明示的な委任という付随的なメルクマールに拘束することには、なんらのドグマ上の疑念もない。さらに、単なる委任の知覚に義務の引き受けともなうことは自明のことではないから、法的安定性という理由から委任は明示的に行われなければならない、という立法者の考え方は、一般的な性格のものであって、決して、もっぱら身分犯の特別の事情にあわせてつくられたものではない。明示的な委任というのでは形式は固定されていないから、雇い主は明示的な委任があったと主張するに、代理人はこれを争うということが多くなり、その結果、文書による記録がないため結局誰も処罰されえないこととなる。このシローネマンの懸念 (Schünemann, Unternehmenskriminalität und Strafrecht, 1979, S. 149.) は、労働災害

にともなう法益侵害の場合には根拠をもたない。義務の委任がライヒ保険法に従い同法七〇八条一項一号および事故防止規則一二条に規定されている文書で行われたということは労働災害の場合の保障人的地位にとって構成的なものではないけれども、検事局および裁判所に対して、引受人が彼の任務分野の法的義務に関して十分な知識を与えられているというこの徴表を提供するものではある。通常、それ以上の証拠の提出は必要でない。委任の前提に関して不明確なものが残る場合には、それは委任者に不利になる。このような場合には上級監督義務の侵害があるのであって、それに対しては企業家が責任を負わなければならない。

二の三 通説による、地位にもとづく保障人的地位のドグマ上の基礎

通説によれば、地位にもとづく保障人的地位のドグマ上の基礎は、法益が危険を免れることへの信頼である。危殆化される者あるいは第三者が義務者に対して捧げるこのような危険源除去への信頼は、彼らがそのほかの安全措置をとらないということに表明されている。これは、経営の分野に関しては、つぎのことを意味する。すなわち、下級の監督者の保障人的地位は、その内的正当化を、その地位への就任とともに企業家に対して信頼構成要件が設定され、それが企業家に対して従業員に対する以後の安全措置を思いとどまらせるということから、引き出される。

このような信頼思想では、それにもとづいて経営内の分業の問題を解決することはできない。というのも、信頼原理では、企業家の義務が委任されているのに、なぜ上級監督義務が企業家に残るのかということが説明できないからである。すなわち、受任者が彼の保安上の義務を履行することを企業家が信頼してよいのに、なぜ上級監督義務が彼に残るのか説明がつかないのである。信頼の原則を厳格に適用すれば、経営における上級監督義務のドグマ上の基礎は失われる。ドグマ的に見れば、このような事情は、実務において上級監督義務の主張が極めて冷淡で、労働災害の場合に圧倒的に責任者が広く下級の者にまで捜し求められることの原因にもなっている。

二の四 解決案

信頼原理は、経営内における法益侵害の場合には、保障人的地位を根拠づける要素としては方法論的に使用不可能である。なぜ

なら、上級監督義務を保障人システムの中に組み込みうるためには、信頼の原則は、それが実際的には放棄されるほどに重大な制約を受けるからである。それに対して、シューンマンによって立案され本書で経営内の関係に関してさらに発展させられた保障人理論に従って、地位の引き受けの場合に事故回避力を保障人責任の決定的な基準と見るならば、上級監督義務の侵害も保障人システムの中にスムーズに組み込まれうる。たしかに、委任によって事故回避力と保障人責任は消滅する。しかし、事故回避力の放棄は、同時に、そこからふたたび二、三の保障義務を生ずるような支配力行使の行為でもある (Schünemann, a.O., S. 99)。具体的には、後任の注意深い選任とコントロールの義務、つまり通常上級監督義務というスローガンの中に包括される義務である。労働災害との関連で身体的損害が生じた場合には、保障人的地位に関する帰属基準としての事故回避力のたすけを借りて、段階づけられた委任から生ずる刑法上の問題も適切に解決することができる。

すでに言及したように、今日では、指示や教示などの純粋な監督措置を通じて履行されうる義務を下級の監督者に委任し、他方で、その履行が重大な企業政策的な影響をもつ、たとえば一部の経営の休止といった義務は、より上級の指導者に留保されるということは、経営内では広く通常の事態となっている。このような認識を本書で形成した刑法上のカテゴリーに置き換えるならば、つぎのことが明らかにになる。すなわち、段階づけられた委任の場合には、帰属のメルクマールとして労働災害の場合に保障人的地位に関して妥当する事故回避力からの構成要素が抽出されて下位に委譲されていく一方で、物的な権限は経営のトップに留保されるということである。つまり、支配人がコントロールの過程で安全体制の欠陥を認識し、しかもこれが単純な指示によって取り除くことができず、欠陥除去のために経営を一時休業しなければならない場合には、支配人は労働災害が起きても結果回避に関する保障人とはみなされえない。なぜなら、一部の経営の休止は彼の物的な決定権限の外にあるからである。

ゆえに、水質汚染を理由とする訴訟において、排水システムに責任をもつ工学士のエンジニアの保障人的地位を、彼が水を汚染から守るといふ義務を、経営の重要部分の休止を通じてしか履行することができなかったにもかかわらず、ただちに肯定したマンハイム検事局の決定は疑わしい (NJW 1976, 585, 586)。このように広範な企業政策的決定は、一部局の支配人の物的権限を越えている。本書で主張する保障人理論によれば、このエンジニアは、すでに保障人的地位がないという理由から、処罰することはできない。

(e) 労働災害にともなうて身体的損害が生じた場合の企業内安全対策係員 (Sicherheitsbeauftragte) の保障人的地位実務においてはときおり、ライヒ保険法七一九条にもとづく企業内安全対策係員が他の被保険者よりも傑出しており、そのために彼に対して労働災害から刑法上の帰結が引き出されるのではないか、という問題が浮上する。検事局はこれを肯定する傾向にある。つぎの例はそれを示している。すなわち、

一九七七年三月、コンクリートの材料を調整していたK会社の労働者が機械に押し潰されて死亡した。捜査の結果、被害者は動いている機械をいじりまわしている際に、頭を連接棒と横木との間にはさみこんでしまったことが明らかになった。危険なその部分を防護するために、作業機器に関する事故防止規則三条四項によれば、防護格子が取り付けられねばならないことになっていた。しかし、それはこの機械にはなかった。コンクリート製造主任と事故防止の周知の業務を負っている安全対策係員が、被疑者とされた。検事局は裁判所の同意を得て、刑事訴訟法一五三条に従い、これらふたりの被疑者に対する手続きを打ち切った (StA Konstanz, 40 Js 25/77)。

一九七六年十一月、屋根ふき会社の労働者が一〇メートルの高さのホールの屋根から転落し、そのときのけがのためにまもなく死亡した。転落者捕獲用の足場はなかった。検事局は屋根ふき会社の経営の主任と安全対策係員を過失致死罪で起訴した。彼らには、義務に違反して屋根根の上で作業する従業員に対する安全措置を怠ったという非難が加えられた (StA Stuttgart, 84 Js 838/77)。

いずれのケースにおいても、検事局は、それぞれの経営の安全対策係員が保障人の立場にあるとの前提から出発している。学説では、アルトが、安全対策係員の保障人的地位を肯定する (Arzt, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit des Unfallvertrauensmannes, BG 1956, S. 529ff.)。それに対して、シヨミット、ギョントナー・カウフマン、ノットホーンは、これを認むな (Schmidt, Gutachten zur Frage der Strafbarkeit des Unfallvertrauensmannes, BG 1958, S. 27ff.; Northorn, Der Unfallvertrauensmann im Zweifel, BG 1957, S. 153ff.; Günter Kaufmann, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit des Unfallvertrauensmannes, BG 1957, 154ff. 注: 企業内安全対策係員の地位は、だいたい、これまで事故防止係員 (Unfallvertrauensmann) とい致する)。カウフマンとノットホーンの論文は、経営内における安全対策係員の社会的地位に正当な光を当てたという点に功績が

ある。本書で主張する保障人理論によれば、結果回避のための法的義務は、安全対策係員が他の従業員に対して指揮命令権限（事故回避力）をもってゐる場合にのみ、考慮される。保障人的地位の法的な基礎は、ライヒ保険法七一九条一項によれば、二〇名以上の企業の企業家は、一ないし複数の安全対策係員を任命しなければならない。ライヒ保険法七一九条二項によれば、安全対策係員は、特別に選任され教育を受けた共働者として、保安業務の遂行にあたって、とくに規定通りの安全施設が存在やその規則通りの使用をたえず確認することによって、企業家を援助しなければならない。さらに、彼らは、労働者仲間に働きかけ、みずから事故が起きないように行動し、事故防止規則を厳格に遵守し、備え付けてある保安用具を使用するのだけなければならない（Siller, Die Funktion des Sicherheitsbeauftragten in Theorie und Praxis, BG 1972, 63ff.）。

（この制度の）立法理由は、安全意識を経営内に植え付けるといふことにある。その際、安全対策係員は、誰に対しても彼の意思を強制することはできず、専門的な意見によって説得するしかないのである。欠陥の告知と並んで、彼の労働者仲間に對して模範を示すことも、直接に労働過程に組み込まれている安全対策係員の任務である。ライヒ保険法七一九条二項の文言よりもその意味から一層明らかになるように、安全対策係員は決して（誰かに對する）上司ではなく、それゆえ、経営過程に介入し安全措置を仲間に對して徹底することが、法的にはできないのである。彼のこのような役割は、監督者だけが事故防止に配慮するのではなく、とくに信頼できる労働者にも、彼らが命令権限を通じてではなく、議論を通じて労働者仲間を経営の安全のために味方にするように努力することによって保安業務につとめることが、事故防止に役立つという認識に負うものである。

ライヒ保険法七一九条二項の意味および目的とは独立に事実上も、経営内部の關係が示しているように、安全対策係員には保障人的地位を押し付けることはできない。その自明性に従い、彼らはみずからの機能を、命令を与えることにはなく、助言を与え、共に考え、示唆と勧告を与えることに見出している。

要約するところのことが確認される。すなわち、その安全対策係員としての資格において、従業員は重要な任務についている。しかしながら、彼らは企業家に対しても他の労働者仲間に対しても、支配権限（事故回避力）をもってないし、またもつ意思もないので、労働災害にともなう法益侵害の場合、その保障人的地位は否定されるべきである。冒頭の事例においてコンスタンツとシュトゥットウガルトの検事局が主張した見解は、それゆえに、支持できず、法政策的に見ても誤りである。安全対策係員の刑事

責任を認めるなら、このような任務の引き受けは「決死隊」(Himmelfahrtskommando)に等しくなるであろう。労働者の中から、通常、なんらの手当てもないこのような地位を引き受ける者はいなくなってしまう。それでは、事故防止業務にとって最悪である。

(f) 労働災害にもなつて身体的損害が生じた場合の経営専属医師および保安専門家の地位

一 前注

使用者は、彼の経営内における健康の保護に関して、第一次的な責任を負っている。今日の技術水準では、使用者および彼の義務を履行するために彼から委任を受けた者には、一般に、必要な専門知識がない。労働環境の様々な危険に対処し労働者に対する保安規定を履行することができるようになるためには、使用者は専門家の援助に頼らざるを得ない。このような援助は、労働医学、労働衛生学、保安工学、一般的な労働諸科学分野の専門知識を必要とする。一九七三年一月二日の経営専属医師、保安技師およびその他の保安専門家に関する法律は、使用者に経営専属医師およびその他の保安専門家の利用を強制することによって保安と事故防止の改善を達成しようとする試みである。立法者の目的によれば、経営専属医師および保安専門家の利用によって達成されるべきものはつぎのものである。すなわち、

- 一 既存の保安規定が専門的に適用されること、
 - 二 新しい労働医学および保安工学の知識が顧慮されること、
 - 三 既存の手段が経済的に利用されること。
- 使用者が専門家を任用しなければならないのは、つぎの諸点に関してこれが必要な場合である。すなわち、
- 一 経営の種類および従業員に対して必然的な事故および健康の危険、
 - 二 従業員の数および従業員の組織構成ならびに、
 - 三 経営組織、とりわけ保安および事故防止に責任を負う人物の数と種類に関して。

(専門家) 任用に関する詳細な規定は、保安技術者およびその他の保安専門家に關する事故防止規則から明らかになる。今日の法状態によれば、すべての経営体が、経営専属医師およびその他の保安専門家に關する法律の意味での保安業務をもっているわ

けではない。

二 保障人的地位

調査した資料の中には、経営専属医や保安専門家が被疑者になったものはない。これが偶然なのか、それとも保安の専門家は事実および法的に保障人的立場にないのかを以下で検討する。

刑法一三条にもとづく保障人的地位は、なかでも、保障人が、事故を防止しうる力を備えていることを前提としている。出発点はこのでも、経営専属医師、保安技師およびその他の保安専門家に關する法律、略称労働安全法の諸規定である。労働安全法三條と六條は、詳細な任務のカタログを含んでいる。いずれの規定も、その本質的部分においては同じように述べているので、刑法的考察の際には、経営専属医師と保安の専門家を分ける必要はない。これらの規定は、労働安全法三條一項一文と六條一項一文とに、それぞれ一般条項を含んでいる。それによれば、経営専属医師および保安の専門家は、保安と事故防止に際して、労働安全に關するすべての問題において使用者を援助しなければならない。第二文一号には、この任務がより詳細に記述してある。これらの人物は、使用者およびその他の保安責任者に対して、

- (a) 経営施設の立案、実施および維持運営の際、
- (b) 技術的な労働手段の調達および作業手順および資材の導入の際、
- (c) 身体防護手段の選択および試験の際、
- (d) 作業場所の構成の際に

助言しなければならない。

さらに、彼らは経営施設および技術的な労働手段をその採用の前に再検査し、第三a号に従い保安および事故防止の徹底を觀察およびそれに関連して作業場を定期的に巡察し、確認された欠陥を使用者あるいはその他の保安および事故防止の責任者に報告しなければならない。

助言、再検査および欠陥の報告は、保安専門家の活動の中心部分である。

構造と文言から、上述の労働安全法の規定とライヒ保険法七一九条二項との間には密接な関連がある。安全対策係員も保安専門家も、事故防止に際して企業家を援助しなければならぬ。ライヒ保険法との類似性から見て、保安専門家も、安全対策係員と同様に、刑事責任を免れるように思われる。もっともその際、保安専門家の法的地位は、安全対策係員のそれよりも、はるかに強力であることに注意しなければならない。保安専門家は直接には労働過程に組み込まれていない。彼らは、参謀として、労働安全法八条二項に従い、経営の主任に直接に服している。八条一項一文によれば、経営専属医師および保安専門家は、その学校医学的および保安工学的な専門知識を使用する際には、指示を受けない。つまり、保安専門家の地位は、安全対策係員の地位よりもはるかに大きな自己責任を伴っているのである。さらに、学説においても、安全対策係員との比較において、傾向として高度の刑事責任が導き出されている (Bergmann, Was muß die Führungskraft von der Arbeitssicherheit wissen, S. 14)。参謀的地位における作業員の責任について詳細に論じたノーハーンは、共同決定を行う者は共同責任を負うと結論に至っている (Rehahn, Die Verantwortung des Managements für Arbeitssicherheit, Zeitschrift für Arbeitswissenschaft 1977, S. 143, 194)。ノーハーンの主張は、法的な観点においては必ずしもすべての関係において賛同しうるものではないけれども、社会政策的に見れば、有益である。保安専門家の刑事責任を法的に判断する際には、助言、再検査、報告という三つの主要任務を分けなければならぬ。

二の一 助言

保安技師ないし保安主任が助言の際に誤った決定をした場合には、彼はすでに、積極的な作為の観点から、責任を負う。ここでは、行動の重点は作為にある。たとえば、保安技師が機械の保安装置の欠陥を除去するための提案の際に、立案上のミスを犯し、これによって機械がますます危険なものになるような場合である。

保安専門家は、保安工学上の知識を用いる際、労働安全法八条一文により専門上の指揮命令からはまったく自由に、つまり反対意見に煩わされずに、彼にとって保安のために必要と思われることを要求し提案することができるのであるから、指揮命令からの自由は立案上のミスに対する責任の中に、その対応物を見出すのである。

二の二 再検査義務および報告義務の違反

これにたいして、保安専門家がその検査義務を履行しあるいは企業家に表面化した欠陥を報告することを怠り、しかもそれが事故に対して因果的であった場合には、刑事責任は排除される。参謀的地位にある共同作業員として、保安専門家は、すでに経営体の組織図式から、事故回避力を備えていない。参謀的地位にある彼らには、保障人的地位およびそこから帰結される法的義務に関して必要な指揮権限がないのである。

保安専門家が経営体の参謀に位置づけられることは度外視しても、労働安全法三条と六条からも、保障人的地位は引き出し得ない。保安専門家は労働安全法八条一項一文により指揮命令から自由であるということによっても、事情は変わらない。このような指揮命令からの自由は専門知識に、すなわち保安は「いかに」(Wie)に及ぶのみであって、保安を「するか否か」(Ob)には及ばない。法益侵害につながる可能性のある欠陥を除去するか否かの決定は、依然として、企業家の手にあるのである。欠陥の報告と除去の単なる権利は、企業家に対しても他の従業員に対しても、事故回避力を含んでいない。

つまり、保安専門家としての法律上の資格において、彼らに対して刑事責任が考慮されるのは、彼らが構成的に出る(立案)場合だけであって、彼らが認知的に(Kognitiv)(欠陥の確認など)活動する場合はそうでないのである。

保安専門家の地位が企業家により拡張されている場合には、法状態は異なつて判断される。そのような権利範囲の拡大は、保安専門家が、経営専属医師法による義務のほか、同時に保安に関する第一次的な企業家の義務をも引き受けた場合に存在する。

学説においては、保安における第一次的な企業家の義務を保安専門家に委任することが可能か否かは争われている。委任可能性に反対する注目すべき論拠がある。というのは、立法者は、労働安全法六条一項一号および一一号において、保安専門家と使用者および使用者から委任を受けた者とを区別しており、それとともに、使用者から委任を受けた者の機能と保安専門家の機能とを同一の人物に統合することはできないと明示しているからである。民法一三四条にもとづく委任が有効か否かという民法上の問題は、刑法にとつてはなんの役にも立たない。なぜなら、すでに述べたように、委任の民法上の有効性は、刑法上の保障人的地位にとつては無視されるからである。

(8) 企業災害にともなう身体的損害が生じた場合の経営協議会委員の保障人的地位

一 前注

一九七二年一月一五日の経営組織法および一九七三年二月一二日の労働安全法によれば、経営協議会もまた、保安および事故防止の分野において、多くの任務を果たさなければならぬ。経営協議会には、企業家、ラインの上司および安全対策係員と並んで、保安の分野において重要な機能が与えられている。

二 保障人的地位

経営組織法八〇条一項一号によれば、経営協議会の構成員には、労働者のために妥当している法律、命令、事故防止規則、賃金協約および経営協約が徹底されているかどうかを監視するという一般的な義務が課せられている。保安の分野では、経営組織法八九条の規定が、経営協議会構成員のこのような義務を繰り返し明示して強調しているばかりでなく、経営内での保安および事故防止に関する諸規定の徹底に関して経営協議会構成員に明示的に責任を負わせることによって、この義務を強化している。したがって、経営協議会の構成員は、経営内における労働者の生命・身体に対する危険との闘争において独立の監視権と監視義務を負い、それゆえに、企業家をして、経営内の危険源および欠陥に注意させなければならぬ。この監視義務は、使用者に対してばかりでなく、保安規定を遵守するよう指示されるべき経営内のすべての労働者に対しても存在する。

さらに、中心的な任務として、経営組織法八七条一項七号により、経営協議会は、法規ないし事故防止規則の枠内で、労働災害の防止に関する規則を制定する権限と義務をもつ。経営協議会が経営組織法八七条一項七号にもとづくその共同決定権および義務をまったく行使せず、あるいは経営組織法八〇条一項一号および八九条一項にもとづくその監視義務を怠り、そのために人の死傷が生じた場合には、経営協議会の構成員にも、保障人として結果回避に対し責任を負わねばならないかという問題が生ずる。経営協議会の構成員が、経営組織法八七条一項七号および八〇条一項一号並びに八九条一項から生ずる事故回避義務と並んで、従業員への有害な結果を回避する力をもっているという場合には、これが肯定されよう。

経営協議会が経営体を通じてコントロールの過程で保安上の欠陥を確認しながら使用者ないしその受任者への欠陥の申告を怠っ

たときには、かりにこの不作為が労働災害に対して因果的であっても、経営協議会は刑法上の責任を負わない。経営組織の機関としての経営協議会、そしてまたこの機関の個々の構成員は、自己の管理下にある欠陥を除去するための処分権限も命令権限も備えていないので、彼には保障人的地位の認定に必要なメルクマールである事故回避力がないのである。単なる欠陥申告の権利は、すでに幾度か述べたように、なんらの決定権限も含まない。

もっとも、経営組織法八七条一項七号にもとづく共同決定権にも同じことが妥当するか否かは、問題である。共同決定権は経営協議会のすべての権利の中で最も強力なものであり、経営協議会に企業家の決定権限への真正の参加権 (echte Teilhabe) を与えるものである。

にもかかわらず、経営協議会の共同決定権限によっては、経営内における使用者の単独の執行力は影響を受けない。共同決定権によっても、保安に関する第一次的な責任は使用者に残されているのである。経営協議会の構成員には独立に保安に関する措置をとる力はなく、その実行は経営組織法によって唯一企業家に義務づけられているから、経営協議会構成員に対しては、関与権限の有無にかかわらず、保障人的地位が欠ける。

(h) 営業監督官および同業組合の技術監督官の保障人的地位

一 前注

とりわけ環境保護との関連で、コントロール義務および監視義務を怠った監督官の刑事責任が、しだいに、公共の利益の視野にはらって来た (Der Spiegel, Heft Nr. 9, 25. 2. 1980, S. 47)。事故防止の分野に関しては、経営内に事故の危険を孕んだ状態があることに気づきながらにもしない公務員は、刑法上の義務を負わされえないかという考えが、すくなくからず関心を呼び重要なものとなって来た。連邦裁判所は、欠陥のある土地掘り起こし作業とそれによるコンクリート掘の倒壊のために七人の労働者が死亡したという労働災害において、土木監督局 (Baupolizei) のふたりの技官にも過失致死罪による有罪判決を言い渡した。もっとも、この判決においては、技官の保障人責任の問題は、詳細には扱われなかった (BGH 1 StR 439/51, in Schäfer/Finnern,

S. 2. 1. Blatt 13ff.)。しかしながら、刑事実務においては、経験的研究が示しているように、公務員に対する刑事手続きは例外である。

以下の章では、同業組合の技官(略称TAB)および経営監督官に対して、彼らが経営の巡察および視察の際に認識した、あるいは彼らの専門知識からしてただちに認識可能であった事故防止規則の違反を放置し、かつそこから従業員の生命・身体という法益の侵害が生じた場合に、刑法上の帰結が引き出されえないか否かを検討する。この考察は、TABと営業監督官に共通のものである。とうとうのも、TABは官吏(Beamte)ではないけれども、営業監督官と同様に公務員的地位(Amtsstellung)を有しているから(RGSt. 53, 292)。

立法者意思によれば、事故防止における営業監督局と同業組合の任務は共通のものと同覚されている(Schaub, Arbeitsrechts-handbuch, 13. Aufl, 1977, S. 711ff.)。ふたつの機関に共通させるとしようこのシステムは、実務においてその価値を実証されている。TABはもっぱら事故防止の徹底を義務づけられるが、営業監督局にとってこれは、その任務領域のほんの一部分である。労働者の保護に関する多かれ少なかれ共通した国家规定と並んで、同業組合によって特別に制定された事故防止規則もまた、営業監督局の活動の法規上の枠組みを構成する。その遵守状況は、営業監督官の巡察の際にも、TABの巡察の際にも、監視されなければならない(Pfalm, Die Bedeutung der UVV in der Unfallversicherung, 1960, S. 509.)。

二 保障人的地位

官吏の保障人的地位は、見受ける限り、判例および通説によって一致して認められている。もっとも、その理由づけは様々であるが、イェシュェックは、公務員の保障人的地位を、公衆が既存の権威者としての地位および監督者としての地位を顧慮して、義務者が監視されるべき人物より発する危険を支配してくれると信頼してやることによつて根拠している(Jaschek, Lehrbuch des Strafrechts, AT, 3. Aufl, 1978, S. 509; StA Mannheim, NJW 1976, 585, 587 参照)。それに対してインリクマン・ハイゼーは、看護および保安義務の引き受けに着目する。被監督者およびその他の人物の違法行為を防止することが職務上の義務に属する場合には、その職務の引き受けによつて、対応する保安義務も引き受けられるのである。安全と秩序の保護という任務の枠内では、

警察官は、刑罰で威嚇されているすべての人間の行為を、保障人として、防止せねばならない。(Schmidhäuser, Strafrecht, AT, 2. Aufl., 1975, Anm. 16/61-62.)。帝國裁判所にも、公務の不作為による過失致死の事件において、警察的任務の引き受けから保障人的地位を引き出し、警察官に公衆保護のための限定的な保障人的地位を課したものがあつた (RG JW 39, 543, 544.)。しかしながら、単なる職務上の義務の引き受けからは、作為との同視については不完全な根拠しか出てこない。義務それ自体ではなくて、基礎となる支配関係が、公務の不作為の場合にも、不作為の作為等価値性を根拠づけうるものである (Schünemann, Grund und Grenzen der unechten Unterlassungsdelikte, 1971, S. 363.)。公務の不作為の場合にも、作為と不作為の等価値性を肯定しうるためには、それが捜し求められなければならない。

安全対策係員、保安専門家および経営協議会構成員の保障人責任は、すでに、彼らには法律によつても、また経営内の通常の役割分担によつても、事故回避権限をとまなう力のある地位が認められないという理由で挫折したのであるが、法律はTABおよび営業監督官には、彼らが事故防止のためにいつでも経営に直接介入できる強大な具体的権限を与えている。TABに関しては、その具体的な事故回避力は、ライヒ保険法七二一条および七二四条から生ずる。ライヒ保険法七二二条によれば、同業組合は、TABを通じて、事故防止の実行を監視しなければならない。事故防止規則の遵守を監視する義務は、同時に、確認されたないしだちに確認可能な違反に異議を唱えるべきことを意味している。なぜなら、監視義務が欠陥に異議を唱える義務を含んでいないとすると、この義務は幻想になってしまうからである (Siler, BG 1985, 71, 71.)。七二二条一項二文によれば、TABは具体的ケースにおいて、事故防止規則の実行を命令しあるいは特別の事故の危険を回避するよう命令することができる。たしかに、TABは、通常、欠陥をみずから除去することはない。しかしながら、命令権限を介して、彼らは経営内の安全に反する状態を強制的に除去させる権利をもっている。さらに、危険が切迫している場合には、TABは、ライヒ保険法七二四条一項四文により、即時執行が可能な事故危険の除去命令を発する権限を与えられている。

TABは経営内の危険に対し直接措置をとることはできないとするピットロフの見解は、今日の法状況によるなら、もはや支持できず (Pitroff, Die Strafrechtliche Haftung des technischen Aufsichtsbeamten wegen unterlassener Beanstandung, BG 1957, S. 156, 158.)。TABは、必要とあらば、個々の機械、あるいは経営全体をも休止させることができるのである。ライ

と保険法七二二条および七二四条によれば、TABは、保障人的地位の前提としての事故回避力というメルクマールの存在に真摯な疑いをほさませないほど包括的な力を備えている。

立法者は営業監督官にも、事故防止について包括的な保護および形成権限を与え、それによって企業家に従業員に対して不利益な共同危険行為を犯させないようにしている。営業令一二〇d条によれば、営業監督局は、個々の設備に関する行政命令を通じて、および生命・身体に対する切迫した危険がある場合には、しかるべき履行期限を経過することなく（営業令一二〇a条二項）営業令一二〇a条に含まれている諸原則、より正確には事故防止規則の実行のために必要な措置を命ずる権限と義務を有する。事故防止規則の違反がある場合の異議申し入れの義務を含む監督の権利と義務は、営業令一三九b条から生ずる。

もっとも、このような、事故防止規則を遵守させる目的での監督官の支配権限は、事故防止に関する公共の利益のためだけに投入されるのか、それとも、直接に従業員の生命や健康という個別の法益のためにも投入されるのかという問題がある。後者の場合のみ、監督官に刑事責任を根拠づける保護保障人的地位が存在することになる。なぜなら、その場合にのみ、監督官と従業員は、保障人責任の前提となる保護関係と、法的紐帯にあって、相互に直接に結び付けられることになるからである（Tiedemann, Die Neuordnung des Umweltstrafrechtes, 1980, S. 45.）。

このような、監督官の事故回避力が個々の法益の保護のためにも資すべきものであるか、それともこのような保護は、労働災害の防止に関する公共の利益のためにのみ履行される義務の反射的・付随的な効果にすぎないかという問題は、公法上の、とりわけ警察法上の諸原則のもとでのみ、解決が可能になる（Wagner, Amtsverbrechen, 1975, S. 249.）。以前は、危険からの保護は、個々人には事実上与えられていたにすぎず、警察的介入は公共の利益のためにのみ行われるのだという見解が支配的であった。今日では、基本法一条一項二文を援用して、生命、身体の不可侵性および自由という個人的法益への攻撃が問題になるあらゆるケースにおいて、危険からの保護を任務とする当局に介入を請求する個人的な権利のあることが、圧倒的に承認されている（BVerwGE 11, 95; Bachhof DVBl 1961, 131 sowie DVBl 69, 586; Drews-Wacke, Gefahrenabwehr—Allgemeines Polizeirecht des Bundes und der Länder, 8. Aufl., 1975, S. 162ff.; Götz, Allgemeines Polizei- und Ordnungsrecht, 5. Aufl., 1978, S. 68, 71.）。

これは、経営との関連ではつぎのことを意味する。すなわち、事故防止規則によって目的とされている事故防止が、公共の利益ばかりでなく、個人的な目的にも資すべきものである場合には、TABおよび営業監督官は、原則として、従業員に対し保護保障的地位を有するというのである。換言すれば、TABおよび営業監督官の介入についての授權規範である事故防止規則が、健康侵害の回避に関する従業員の利益のためにも発せられているのでなければならぬということである。営業令の諸規則に関しては、帝国裁判所はこのことを肯定しており（RGZ 105, 336, 337）、これに対して、事故防止規則に関し、学説には疑問とするものがある（Asanger, Die rechtliche Bedeutung der Unfallverhütungsvorschriften, Festschrift für Lauterbach, 1961, S. 297, 304）。しかしながら、事故防止規則は事故回避に関する公共の利益にはかりでなく、同様に、個人の生命および身体的不可侵性を直接保護し、特別に経営上の危険にさらされている労働者の生命法益に特別の法的保護が与えられるようにするという高次の目的にも資すべきものである（Lauterbach, Unfallversicherung, 3. Aufl., 1979, §708 Anm. 4c RVO; Pfäum, a.a.O., S. 49）。国家の保安規則および同業組合の事故防止規則を通じて、使用者と労働者との間の保護関係が定立されるばかりでなく、同時に、国家およびその代理人と労働者との間にも、保護関係が定立されるのである。労働者を労働災害から保護すべき義務は、別の内容の職務上の義務の反射的・付随的效果ではなく（Herzberg, Die Unterlassung im Strafrecht und das Garantienprinzip, 1972, S. 356）、監督官の第一次的な任務なのである。

もっとも、従業員に対するTABおよび営業監督官の保護保障的地位を原則的に承認するとしても、個別のケースにおいて事故防止規則の違反を指摘しなかったことが可罰的であるか否かは、まだわからない。不作為の可罰性に関する疑問は、便宜主義から生ずる。今日、便宜主義が、措置の種類ばかりでなく、そもそも介入措置をなすべきかという問題にも及ぶことには、疑いがない（決定裁量）。決定裁量は、行政法の領域では、一般に承認されており、ライヒ保険法七一二条および営業令一二〇d条から判明するように、同業組合および営業監督官の活動に関しても、これは妥当である。便宜主義は行政法上の法形相（Rechtsfigur）であるから、シラーはそこから、刑法に関してもそれを無視することはできないと結論づける。法的な作為義務は、まったく独立の、刑法から引き出される基準によって計られる。法的な作為義務は、法秩序により異議の申し入れがなされなければならず不作為は違法であるということを意味する。しかしながら、便宜主義は、監督官が義務適合的な裁量に従って異議申し入れを差し控えること

が可能であることを意味するのであるから、保障人的義務と裁量原則とは相互に排斥しあうことになる。(Siller, BG 1958, 72, 73.)。この見解の帰結はつきのようなものになる。すなわち、監督官は彼に課されている義務のために、事故防止規則に対するすべての違反について申し入れをしなければならぬ。彼らがこれを怠り、その不作为が事故に対して因果的であった場合には、彼らは刑事責任を負うのである。

シラーの見解には、原則として、同意できる。刑法上の作為義務は行政法上の職務義務と一致せず、後者に転化されてはならない。刑法と行政法というふたつの法領域がそれぞれ個々のルールに従う限り、刑法上の職務義務というものは存在しない。

しかしながら、シラーは、便宜主義が刑法によって必ずしも完全に無視されるものではないということを見過している。その際、裁量の原則はたしかに保障人的義務それ自体を限界づけるものではなからぬが (a. A. StA Mannheim, NJW 1976, 585, 588.)、それは、構成要件該当、違法、有責な法的義務違反が処罰もなされるものであるか否かという問題に影響を与えず (so auch Wagner, a. A. O., S. 249.)。刑法が行政法よりはるかに厳しい基準を設定するなら、便宜主義は事実上その意味を失うであろう。なぜなら、執行権力分立の原則によって保持されるべき余地が、任務履行の際に、耐えられないほどに制約されるからである。権力分立原理に対する違反を理由とする制度上のコンフリクトは、このような場合、危険な程度に至るであろう。したがって、TAB および営業監督官の不作为の可罰性は、便宜主義の原則に従っても介入義務がある場合にはじめて肯定すべきこととなる (Horn, Strafbares Fehlverhalten von Genehmigungs- und Aufsichtsbehörden, NJW 1981, S. 7.)。この場合、経営者に対するそのような義務は、公務員が規則にかなった行政活動の限界を明らかに越えている場合、つまり不当あるいは恣意的な観点から不作为を決め込む場合にはじめて存在する (so StA Mannheim, NJW 1976, 585, 588.) のではなく、すべて、生命および身体的完全性という法益に対して客観的に重大な危険が存在するのに彼らが介入しないという場合には存在する (vgl. an Stelle Vider: Götz, a. A. O., S. 70.)。生命および健康という法益の重大性に鑑みれば、危険の重大性というメルクマールには高すぎる要求としてはならない。生命・身体に対する重大な危険が構成要件の結果に先行している場合には、裁量範囲はゼロになり、同時に、公務の不作为を理由とする可罰性の限界が踏み越えられることとなる (Horn, NJW 1981, S. 7; Tiedemann, Examensklausur Strafrecht—Fall zu Fragen des Allgemeinen Teils und des Umweltstrafrechts, Jura 1982, S. 371 (308).)。

※

※

以上が、本書の第二部第三章の概要である。参考までに、ライヒ保険法と経営組織法の関連条文の試訳をかかげておく。

・ライヒ保険法

七〇八条…(1) 同業組合は、以下の事項に関する規則を制定するものとする。

- 一 企業家が労働災害の防止のために行わなければならない設備、命令および措置、
- 二 労働災害防止のために被保険者 (Versicherten) が遵守しなければならない行動、

三 その遂行に被保険者ないし第三者への事故または健康への危険がともなう作業に就業する前に行うべき被保険者の健康診断。

この規則は、代表者の会議によって決定する。

(2) この規則は、七二〇条の刑罰規定があることを示しておかねばならない。それは公示されなければならない。同業組合の構成員は、これらの規則と罰則を教示され、被保険者への教示を義務づけられる。

(3) 第一項および第二項は鉱山局の監督に服する企業には妥当しない。

七〇九条…事故防止規則およびその改正には労働および社会秩序を管轄する連邦大臣の許可が必要である。この決定の前には、彼は管轄を有する最上級の州の行政当局の意見を聞かなければならない。

七二〇条…(1) 故意または重大な過失で七〇八条および七〇九条により制定された事故防止規則に違反した同業組合の構成員または被保険者に対しては、組合幹部会は一万マルクまでの秩序罰を決定しなければならない。それ以外の過失による違反の場合には、組合幹部会はその種の秩序罰を決定することができる。

(2) 過失による違反の場合には、行為者の責任および違反によって惹起された危険がわずかであれば、組合幹部会は秩序罰の決定を猶予することができる。

七二二条…(1) 同業組合は、技術監督官を通じて、事故防止の実行を監視しその構成員に助言しなければならない。

(2) 同業組合は、有効な事故防止に必要な数の技術監督官を任用しなければならない。

(3) 技術監督官は、彼らが技術監督官としての活動能力があることを証明して初めて、任用されることができる。その限りで、

任用には監督官庁の許可が必要である。

(4) 労働と社会秩序に関する連邦大臣は、連邦参議院の同意をえて、技術監督官に関し、経営代表とその共働に関する一般的な行政規則を定めるものとする。

七一四条・(1) 同業組合の技術監督官、および連邦直属の同業組合の場合には労働および社会秩序に関する連邦大臣によって委託された官吏は、同業組合の構成企業を労働時間中、船舶を停泊期間中に巡察し、設備、作業過程、作業資材についての報告を要求する権利を有する。企業家は、技術監督官およびそうでなければ第一文に記載された人物に巡察を可能ならしめなければならぬ。同業組合の技術監督官は、受領証と引き替えに、彼の選択による作業資材の検体を要求しあるいは抜き取る権利を有する。企業家が明示的に放棄しない場合には、検体の一部は官庁に封印をして残しておくことができる。権限を有する技術監督官は、危険が切迫している場合には、事故危険の除去のための即時執行可能な命令を発することができる。

(2) 故意または過失で、第一項第二文にもとづく義務または第一項第五文にもとづく命令に違反した者は、一万マルクまでの秩序罰に処することができる。秩序罰の決定権限は、労働および社会秩序に関する連邦大臣によって委託された官吏に対する違反の場合には労働および社会秩序に関する連邦大臣に、それ以外では同業組合の幹部会にある。

(3) 企業家は、その回答が彼自身または民事訴訟法第三八三条一項一号から三号までに該当する親族を刑事訴追の危険または秩序違反法にもとづく手続きの危険もしくはは秩序罰の危険にさらすような質問に関する報告を拒否することができる。

(4) 第一項の実行にとって必要な限りで、基本法第一三条(住居の不可侵と令状主義——筆者注)の基本権は制限される。

七一九条・(1) 従業員二〇名以上の企業においては、企業家は一ないし複数の安全対策係員を任命しなければならない。この任命は、経営協議会と共同して行わなければならない。同業組合は、事故の危険のわずかな経営体に対しては、二〇という数を定款において引き上げることができる。

(2) 安全対策係員は、事故防止の実行に際して、企業家を援助しなければならず、とりわけ規定されている安全設備の存在ないし規則通りの利用について、絶えず確認しなければならない。

(3) 三人以上の安全対策係員が任命された場合には、彼らは安全対策委員会を構成するものとする。企業家ないしその委任を受

けた者は、経験交流の目的で経営協議会の関与のもとに、少なくとも毎月一回、安全対策係員と会合をもつか、あるいは、安全対策会議が存在する場合には、この会議と会合をもつべきである。

(4) 事故防止規則の中で、企業の特質に応じて存在する事故の危険および従業員の数を考慮して、安全対策係員の数を決めておくべきである。

・経営組織法

七十七条：共同決定、経営体内合意 (Betriebsvereinbarung) の実行

(1) 経営協議会と使用者との間の合意は、それが調整委員会の決定にもとづくものであっても、具体的に異なった合意がない場合には、使用者が実行するものとする。経営協議会は、一方的な行為によって経営の運営に介入することはできない。

(2) 経営体内の合意は、経営協議会と使用者の共働によって決定される。ただし、経営体内の合意が調整委員会の決定にもとづくものである場合には、この限りでない。使用者は、経営体内の合意を、経営内のしかるべき場所に公示しなければならぬ。

(3) 労働報酬その他の賃金協約によって規制されているあるいは通常規制される労働条件は、経営体内合意の対象たりえない。ただし、賃金協約が契約を補充する経営体内の合意を明示的に許容している場合は、この限りでない。

(4) 経営体内の合意は直接にかつ強制的に妥当する。従業員が経営体内の合意によって諸権利を認められている場合には、それらの権利の放棄は、経営協議会の同意がある場合にのみ、許容される。これらの権利の失効は排除される。その効力の除斥期間は、それが賃金協約または経営体内の合意において合意されている場合に限って、許される。同じことが時効期間の短縮にも妥当する。

(5) 経営体内の合意は、異なった合意がない限り、三か月間公示される。

(6) 経営体内の合意の満期後も、調整委員会の決定が使用者と経営協議会との間の合意にとって代わりうる事項におけるその取り決めは、それが新たな取り決めによってとって代わられるまで、妥当する。

八〇条：一般的任務

(1) 経営協議会は、以下の一般的任務を有する。

- 一 従業員のために妥当する法律、命令、事故防止規則、賃金協約および経営体内の合意が実行されていることを監視すること、
 - 二 経営体および人員に資すべき措置を使用者に提案すること、
 - 三 従業員および少年代表会の提案を受け入れること、および、彼らが権利をもっていると思われる場合には、使用者との交渉を通じて解決に努力すること、
 - 四 重度の障害者およびその他特別に保護の必要な人物の雇用を促進すること、
 - 五 少年代表会の選挙を準備し実施すること、および少年従業員の利益の促進のために少年代表会と緊密に共働すること、経営協議会は、少年代表会に提案と態度決定を求めることができる。
 - 六 経営内における高齢の従業員の就業を促進すること、
 - 七 経営内における外国人従業員の雇用および彼らとドイツ人従業員との理解を促進すること。
 - (2) この法律にもとづくその任務の実行のために、経営協議会は適時にかつ包括的に、使用者に報告を求めることができる。経営協議会は、要求にもとづいていつでも、その任務の実行に必要な資料を利用することができる。この範囲内で、経営委員会または二八条にもとづいて形成される委員会は、賃金および給与の総額に関するリストを閲覧する権利を有する。
 - (3) 経営協議会は、その任務の実行の際に、使用者との細かな合意にもとづいて、その任務の秩序正しい履行に必要な限りで、鑑定人を召喚することができる。鑑定人の守秘義務については、七九条が妥当する。
- 八七条・共同決定権
- (1) 経営協議会は、法律上のまたは協約上の規定が存在しない場合には、以下の事項について共同決定をしなければならない。
 - 一 経営の秩序および経営内の従業員の行動に関する問題、
 - 二 休憩時間を含む日々の労働時間の始期と終期および個々の平日への労働時間の分配、
 - 三 経営上通常の労働時間の一時的な短縮あるいは延長、
 - 四 労働報酬の支払い時期、場所および態様、
 - 五 一般的な休暇の諸原則と休暇計画の設定、および使用者と関係する従業員との間になんらの合意も成立していない場合には、

個々の従業員に対する休暇時期の確定、

六 従業員の行動または働きを監視するための技術装置の採用および使用、

七 法律上の規則または事故防止規則の枠内での労働災害および職業病の防止ならびに健康保護に関する規制、

八 その影響範囲が経営、企業ないしコンツェルンに限られる厚生施設の形式、構成および運営、

九 労働の諸事情の組成を考慮して従業員に賃貸される住居の割り当てと解約告知、ならびに利用条件の一般的な決定、

一〇 経営の賃金形成の問題、とりわけ賃金原則の設定と新しい賃金方法の採用および適用ならびにその改正、

一一 出来高払いおよび賞与の原則ならびにそれに類する出来高に關係する報酬の決定、

一二 経営の提案制度の諸原則。

(2) 第一項にもとづく事項に関する合意が存在しない場合には、調整委員会が決定するものとする。調整委員会の決定は、使用者と経営協議会との間の合意に代わるものとする。

八九条・保安

(1) 経営協議会は、事故および健康の危険との闘争に際して、保安につき権限を有する官庁、法律上の災害保険の担い手およびその他の考慮さるべき機関を、提案、助言および報告によって援助し、ならびに経営内での保安および事故防止に関する諸規則の実行に責任をもたねばならない。

(2) 使用者および第一項に掲げられた機関は、経営協議会または彼によって決定された経営協議会の構成員を、保安ないし事故防止と関連するあらゆる視察および質問に際して、ならびに事故の調査に際して、招く義務を負う。使用者は、保安および事故防止に関する負担金および第一項に掲げた機関の命令を、経営協議会に報告せねばならない。

(3) 使用者とライヒ保険法七一九条三項にもとづく安全対策係員または安全対策委員会との協議には、経営協議会によって委嘱された経営協議会の構成員も参加するものとする。

(4) 経営協議会は、それが第二項および第三項にもとづいて招かれるべきものとされている調査、視察および協議に関する記録を保管するものとする。

(5) 使用者は、経営協議会に、ライヒ保険法一五五二条にもとづく、経営協議会によって副署された事故報告書の写しを引き渡さなければならぬ。

なお、経営組織法と経営協議会の権限については、中島正雄「『合理化』・技術革新と共同決定・上」労働法律旬報一一一五号（一九八五）三五頁以下も参照した。